press
release

2012 年 7 月 6 日
アクサ生命保険株式会社

アクサ生命、新たに山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行を通じて 有期年金タイプの変額個人年金保険の販売を開始

アクサ生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表執行役社長兼 CEO：ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ）は、7 月 9 日より山口銀行（本店：山口県下関市）、もみじ銀行（本店：広島県広島市）、北九州銀行（本店：福岡県北九州市）を通じて「いつでも夢をⅡ」（正式名称：変額個人年金保険(09) 有期 D2 型）の販売を開始します。

今回販売を開始する変額個人年金保険は、年金受取総額を保証する有期年金タイプの商品です。年金受取期間を、ご契約後最短で 1 年後から 24 年間（24 回の年金）、最長で 22 年後から 3 年間（3 回の年金）の間で、選択してお受け取りいただけます。

山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行での販売開始により、アクサ生命の年金受取総額を保証する変額個人年金保険と年金原資を保証する変額個人年金保険を取り扱う金融機関は合計で 47 行に、そのうち今回の年金受取総額を保証する有期年金タイプの変額個人年金保険を販売する金融機関は 17 行となります。

アクサ生命は今後も、多様化するお客さまのニーズに対応するために、最先端のサービス、革新的かつお客さまにとって最適な商品をご提供してまいります。

イメージ図：据置期間 10 年とし、年金を 15 年で受取る場合
※ 積立期間満了時において、積立期間中に到達したラチェット保証金額（一時払保険料の120%）が基準保証金額となったケースを記載しています。

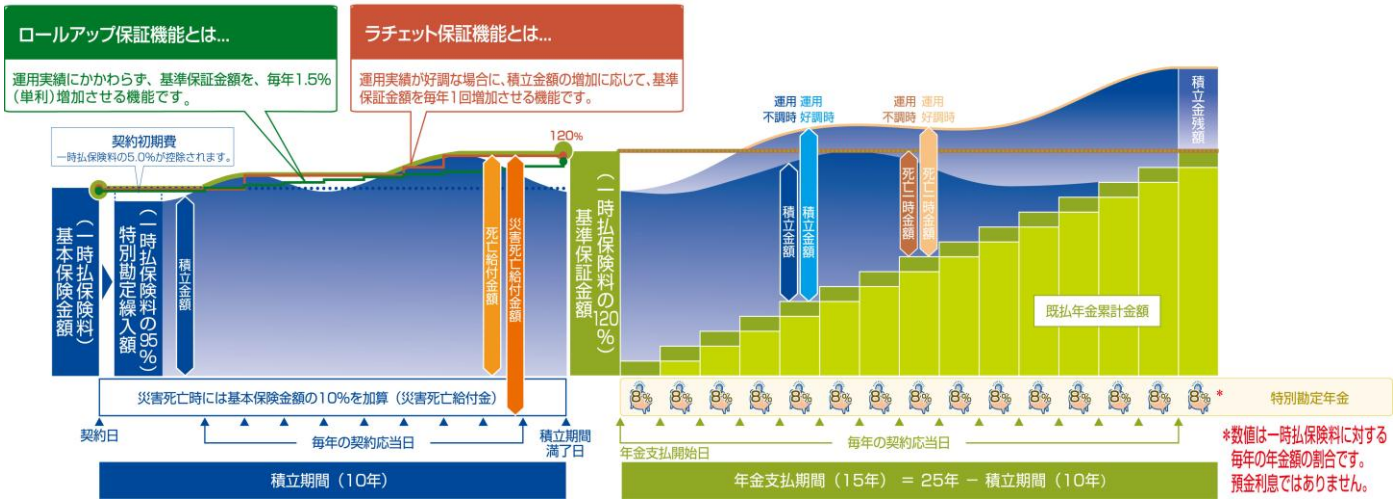

※ 記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。
※ 年金をお支払する際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。
※ 商品の詳細については、商品パンフレットやご契約のしおり、約款等をご確認ください。

アクサ生命について
アクサ生命は AXA のメンバーカンパニーとして 1994 年に設立されました。AXA が世界で培ってきた知識と経験を活かし、200 万の個人、2,500 の企業・団体のお客さまに、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成などの幅広い商品を、多様な販売チャネルを通じてお届けしています。2011 年度には、2,510 億円の保険金や年金、給付金をお支払いしています。

AXA グループについて
AXA は保険および資産運用の分野で世界をリードし、世界各国に 1 億 100 万人のお客さまを持つグローバル企業です。国際会計基準に基づく 2011 年度通期の売上は 861 億ユーロ、アンダーライング・アーニングス（基本利益）は 39 億ユーロ、2011 年 12 月 31 日時点における運用資産総額は 1 兆 790 億ユーロにのぼります。AXA はユーロネクスト・パリのコンパートメント A に上場されており、AXA の米国預託株式は OTC QX プラットフォームにて取引されています。また、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス（DJSI）や FTSE4GOOD などの国際的な主要 SRI インデックスの構成銘柄として採用されています。詳細は www.axa.com をご参照ください。

～本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします～
アクサ生命保険株式会社 広報部
電話：03-6737-7140 FAX：03-6737-5964
http://www.axa.co.jp/life

redefining / standards

このプレスリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

＜変額個人年金保険(09) 有期 D2 型　いつでも夢をⅡ＞

変額個人年金保険の投資リスクについて

・　この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
・　特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
・　特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
・　特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

諸費用について

【ご契約時】
・　契約初期費：一時払保険料に対して5.0％

【積立期間中および年金支払期間中】
・　保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
・　運用関係費：投資信託の純資産総額に対して年率0.2205％程度（税抜：0.21％程度）
※特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】（一般勘定で運用する年金に変更された場合）
・　年金管理費：年金額に対して1.0％
※将来変更される可能性があります。

基準保証金額について

基準保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。基準保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。